

7 太情個審査第 18 号
令和 7 年 10 月 7 日

太宰府市教育委員会
教育長 井上 和信 様

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会長 芳賀 由紀子

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき、令和 7 年 8 月 8 日付け 7 太教ス第 259 号により諮詢を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 7 年 7 月 2 日付け 7 太教ス第 160 号で行った行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）の判断は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

（1） 審査請求の趣旨

令和 7 年 6 月 20 日付けで審査請求人が行った行政文書開示請求に対し、実施機関が行った本件処分に対し疑義があるというものである。

（2） 審査請求の経過

① 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 7 年 6 月 20 日、実施機関に対し、情報公開条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年太宰府市議会第 4 回（12 月）定例会会議録 60 頁で太宰府市総合体育館に関し、「それともう一つ、音響の点検につきましても、専門的な保守点検を年に 2 回やっているのが事実であります。原課にて他社にも見積りを取ったところ、大きな開きがなく、適正な金額であると考えているところでございます。」と発言（以下、「令和 6 年太宰府市議会第 4 回（12 月）定例会での発言」という。）していることについて、見積りを比較し適正な金額と判断した際の比較資料、根拠資料の行政文書開示請求（以下、「本件開示請求」という。）を行った。

② 行政文書の不開示決定

実施機関は、令和 7 年 7 月 2 日付け 7 太教ス第 160 号通知において、審査請求人に対し、本件開示請求にかかる行政文書について、文書が不存在であることを理由に本件処分を行った。

③ 審査請求

審査請求人は本件処分に対し、令和 7 年 7 月 28 日、実施機関に対し、本件処分を

取り消し、開示決定との裁決を求めるとして、情報公開条例第13条第1項の規定に基づき審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和6年太宰府市議会第4回（12月）定例会での発言を受け、令和7年4月11日付けで他社から取得した見積りの行政文書開示請求を行った。

その結果開示された見積書について、審査請求人は正式な見積書とは言い難いと感じており、見積りを比較し「適正な金額」と判断するに至った根拠資料が他にも存在するはずであると考え、本件開示請求を行った。

本件開示請求にかかる行政文書は「不存在」との回答であったが、審査請求人は過去に太宰府市総合体育館の指定管理業務について住民監査請求を行った際、国の積算基準等の参考資料を提出しており、実施機関において提出された資料を確認しているはずである。また、市の他の施設（例えば太宰府市中央公民館）においても同様の音響設備保守点検業務が実施されており、金額の妥当性を判断するにあたって、こうした事例も参考にしていると考えられる。

したがって、見積書以外にも、国の基準や他施設の事例等を踏まえた資料を確認したうえで「適正な金額」と判断しているはずであり、それらの文書の開示を求めるものである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和7年8月8日付け7太教ス第259号の弁明書及び同年9月24日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

（1）本件処分の内容

- ① 審査請求人は、令和7年4月11日、実施機関に対し、情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、令和6年太宰府市議会第4回（12月）定例会での発言について「請求1：見積書の情報公開、請求2：仕様（設備名称、規格、数量等）を基に見積微収したかの情報公開、請求3：適正な金額であると判断した積算基準の情報公開、請求4：見積書は契約手続きに必要な見積書か、または予算要求を行うときに参考資料として必要な参考見積書か分かる文書の情報公開」という行政文書開示請求を行った。
- ② 実施機関は、令和7年4月25日付け7太教ス第20号通知において、審査請求人に対し、情報公開条例第7条第2項に基づき、「開示請求のあった事項について、資料の精査等に時間要するため」との理由により、開示等決定にかかる期限を令和7年5月25日まで延長することを決定し、通知した。
- ③ 実施機関は審査請求人に対し、情報公開条例第7条の規定に基づき、令和7年4月11日付け開示請求のうち「請求2：仕様（設備名称、規格、数量等）を基に見積微収したかの情報公開」については、令和7年5月23日付け7太教ス第59-1号通知において音響設備保守点検仕様を開示することを決定し、通知した。また、「請求1：見積書の情報公開」については、情報公開条例第10条第2号により、令和7年5月23日付け7太教ス第59-2号通知において、実施機関が他社から取得した見積

書を部分開示することを決定し、通知した。さらに、「請求3：適正な金額であると判断した積算基準の情報公開」、「請求4：見積書は契約手続きに必要な見積書か、または予算要求を行うときに参考資料として必要な参考見積書か分かる文書の情報公開」については、開示請求に係る文書が存在しないため、令和7年5月23日付け7太教ス第59-3号通知において不開示とすることを決定し、通知した。

- ④ 審査請求人は、令和7年5月23日付け7太教ス第59-2号通知において部分開示決定をした見積書について疑義が生じ、令和7年6月20日、実施機関に対し、情報公開条例第6条第1項の規定に基づき本件開示請求を行った。
- ⑤ 実施機関は審査請求人に対し、開示請求に係る文書が存在しないため、令和7年7月2日付け7太教ス第160号通知において不開示とすることを決定し、通知した。
- ⑥ 審査請求人はこの決定を不服とし、令和7年7月28日、情報公開条例第13条第1項の規定に基づき審査請求を行った。

（2）本件処分の理由

令和7年6月20日付けの行政文書開示請求について、実施機関は令和7年7月2日付けで不開示決定を行った。審査請求人は、実施機関が他社から取得した見積書と太宰府市総合体育館の音響設備保守点検費を比較し、音響設備保守点検費が適正な金額であると判断した際の比較資料、根拠資料が実施機関に存在すると主張している。

しかし、実施機関が他社から取得した見積書については、市民から指定管理者の音響設備保守点検費用が高額だという声が上がっていたため、実施機関としてはその真偽を確かめ、さらに、太宰府市議会の一般質問が来た際に対応する必要があると考え取得したものであり、この見積書は、参考資料として単に金額を比較したに過ぎず、審査請求人が主張する適正な金額と判断した際の比較資料、根拠資料については、実施機関は作成していない。したがって、本件開示請求に係る文書は存在しないため、行政文書不開示と決定したものである。

5 審査会の判断

（1）審査請求の対象となっている行政文書について

審査請求の対象となっている行政文書は、実施機関が他社から取得した見積書と太宰府市総合体育館の音響設備保守点検費を比較し、音響設備保守点検費を適正な金額と判断した際の比較資料、根拠資料（以下、「本件文書」という。）である。

（2）本件文書の有無について

- ア 本件文書について、審査請求人は「見積書の比較のみでは適正価格か否かを判断するためには不十分であり、国の基準や他施設の事例等を踏まえた資料を確認したうえで適正な金額と判断しているはずであるから、見積書以外に判断検討のための比較資料や根拠資料があるはずだ。」と主張している。市議会において発言をするにあたっては、当該発言の根拠となる相当の資料として本件文書が存在していると考えることには相応の理由があるため、本審査会においては、それでもなお本件文書が不存在であると考えられる理由があるかを検討した。
- イ 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、本件文書を不存在とする理由につ

いて、以下のように説明している。

実施機関は、音響設備保守点検費が適正な金額か否かを判断するにあたっては、他社から取得した見積書を用いたのみで、審査請求人が主張するその他の比較資料、根拠資料はない。すなわち、市民から指定管理者の音響設備保守点検費用が高額だという声が上がっていたため、実施機関としてはその真偽を確かめ、さらに、太宰府市議会の一般質問が来た際に対応する必要があると考え、行政内部の事実行為として、スポーツ課長と教育部長が参考資料として取得した見積書の金額と指定管理者の費用を比較したものである。それ以外に比較資料、根拠資料などはない。

ウ また、口頭意見陳述及び審査会の実施機関への聴取によって、実施機関が適正な金額であることを判断した過程は以下のとおりであったことが認められる。

まず、市民から指定管理者の音響設備保守点検費用が高額だという声が上がっていたため、実施機関としてはその真偽を確かめ、さらに、太宰府市議会の一般質問が来た際に対応する必要があると考えた。そのための備えとして、実施機関は、音響設備関係の登録業者の中から2社を選び、その2社に対して音響設備保守点検費用につき仕様書を示したうえで見積りを依頼し、見積書を取得した。そして、提出があった見積書について、スポーツ課長と教育部長が、指定管理者の費用と比較し、適正な金額であると判断するに至った。これらの行為は、行政内部で事実行為としてなされたものであり、太宰府市の手続規程等で実施が求められているものではないため、決裁文書はなく、また、検討のための会議が開かれたりすることはなかった。そして、判断に当たっては、他社の見積書を参考にしたのみで、その他の比較資料や根拠資料はなく、スポーツ課長と教育部長が口頭で意見を交わした以外に記録を残したり、組織的に用いる内部文書を作成したりすることはなかった。実施機関においては、太宰府市議会の一般質問が来た際に対応するための備えという認識であり、太宰府市議会で債務負担行為の上限額の承認を得たうえで、太宰府市指定管理者候補者選定委員会で指定管理者の候補者を選定し、さらに、太宰府市議会において「太宰府市総合体育館の指定管理者の指定について」の議案が可決され、その上で指定管理者との契約が行われているのであって、すでに必要な行政上の手続は履践されており、その上で、市民からの指定管理者の音響設備保守点検費用が高額だという声をきっかけとして事後的に行政内部の事実行為としての確認をしたという認識であった。よって、他社の見積書を参考にしたのみでその他の比較資料や根拠資料を用いることのない簡易なものにとどまったとのことである。このような実施機関の説明に特段不自然な点は認められない。

エ 以上のとおり、本件文書が存在するか否かを検討した結果、本件文書を不存在とする実施機関の説明に特段の不自然な点は認められず、不合理とはいえない。また、反論書・弁明書・口頭意見陳述における主張のいずれにおいても、本件文書が不存在であるとの事実を覆すに足りる事由を見出せないことから、本件文書は、不存在であると考えられる。

(3) 結論

以上のことから、本件文書の開示請求に対して、不存在を理由として不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和7年8月27日 第1回審査会（審議）

令和7年9月24日 第2回審査会（口頭意見陳述、審議）